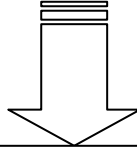


長崎県少年保護育成条例の一部改正概要

1 改正内容

(1) 性に関する規範意識や適正な判断能力の育成等規定（第1条の2第2項）の追加

- ・少子化や核家族化の進展による家庭・地域の教育力・養育力の低下
- ・メディアなどの普及による性に関する情報の氾濫



少年の性に関する規範意識の低下や性行動の低年齢化

性感染症感染・望まない妊娠

家庭、学校、地域等が一体となって子どもを育み、それぞれの立場で役割等を十分に認識し、少年に対する啓発・教育に努めるために規定を追加

○ 第1条第2項を第1条の2とし、新たに第1条の2第2項を追加

(責務)

第1条の2

何人も、少年が健全に育成されるように努め、少年を保護し、善導しなければならない。

- 2 保護者、学校の関係者その他少年の健全な育成に携わる者は、少年の性に関する規範意識及び適正な判断能力の育成が少年の心身の健全な成長に必要なであることを認識し、少年に対する啓発及び教育に努めなければならない。

(2) 避妊用品販売等自主規制努力義務規定（第9条第2項）の削除

性感染症の予防や望まない妊娠を防止するためには、

- ・性に関する規範意識の醸成
- ・避妊用品の適切な利用

【従来】避妊用品の自動販売機業者等及び避妊用品の販売業者に対して、少年の健全な育成を阻害しないように少年に対する販売等の自主規制を求めた。

【改正】性感染症感染や望まない妊娠といった少年の心身の健全な成長を妨げることを防止する観点から、本項を削除。

○ 避妊用品販売等自主規制努力義務規定（第9条第2項）の削除

避妊用品自動販売機業者及び避妊用品に係る自動販売機管理責任者（以下「避妊用品自動販売機業者等」という。）並びに自動販売機によらず避妊用品を販売することを業とする者は、避妊用品を少年に販売し、又は贈与しないように努めるものとする。

2 施行日 平成23年6月1日